

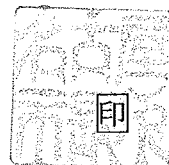
行政文書一部公開決定通知書

28 観名整第 84 号
平成 28 年 12 月 22 日

名古屋市民オンブズマン
代表 新海聡 様

実施機関

名古屋市長 河村 たかし



平成28年12月9日付けで請求のあった行政文書の公開については、名古屋市情報公開条例第10条第1項の規定により、次のとおりその一部を公開することと決定しましたので通知します。

行政文書の名称	竹中工務店名古屋支店との打合せ記録 (平成 28 年 12 月 5 日)	
行政文書の公開の日時 及び場所	日 時	平成 28 年 12 月 22 日 午前 3 時 45 分 午後
	場 所	市民情報センター (市役所西庁舎 1 階)
行政文書の公開の方法	1 閲覧 ② 写しの交付 3 視聴	
行政文書の一部を公開 しない理由	法人が事業活動を行う上での内部管理に関する情報であつて、公にすることにより法人の事業運営に支障をきたすと認められるものを含むため、該当箇所を非公開とします。 (名古屋市情報公開条例第7条第1項第2号に該当)	
備 考	<決定を行った所管課・公所> 観光文化交流局名古屋城総合事務所整備室 TEL 052-231-2488	

- この処分について不服があるときは、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して 3箇月以内に、名古屋市長に対して審査請求をすることができます。
- この処分について不服があるときは、この処分があつたことを知った日 (審査請求をしたときは、裁決書の送達を受けた日) の翌日から起算して 6箇月以内に、名古屋市を被告として (市長が被告の代表者となります。) 処分の取消しの訴え (取消訴訟) を提起することができます。なお、6箇月以内であっても、処分又は裁決の日から 1 年を経過すると取消訴訟を提起することができなくなります。

注 行政文書の公開を受ける際には、この通知書を提示してください。

※ 日時の変更、その他は市民情報センターへお問い合わせください。

TEL:052-972-3152 (直通) FAX:052-972-4127

平成 28 年 12 月 5 日

○ 仮に平成 29 年 4 月で契約解除した場合の損害賠償の想定額

[Redacted content]

◆ 4 日間における考え方の変化について

東京オリンピックによる建設需要の高まりにおける建設費上昇については、金額は算定することはできないが、総事業費に影響を受けることになる可能性が高い。しかし、今回の議会審議の中で、総事業費の上限額を明確にすべきであるという要請を受け、弊社としても木造復元は、名古屋市民にとって有益であり、大変社会的に価値の高い事業であることから、また事業費縮減案に対する貴市の全面的な協力を仰げるという認識に至ったことから、総事業費 505 億円内で実施できるよう努力をしていく考えに至った。

◆ 505 億の総事業費をどの様にとらえているのか

505 億の事業費については、文化庁の協議等により当初提案内容から変更せざるを得ない場合や市況等により建設費が上昇する場合など、状況によってはコストが増加する可能性もある。その場合には、連続的に業務を推進しながら貴市と設計内容等について協議し、総事業費 505 億円内を守っていくためコスト縮減を図っていきたい。

○ 2022 年 7 月から天守閣竣工が遅延した場合の損害金の想定額

遅延該当工事(木造復元部分) : 16,318,081 千円 (税抜)